
川越市立図書館運営方針

令和4年10月

川越市立中央図書館

目次

I. 運営方針改定にあたって	1
II. 図書館運営方針の位置づけ	1
III. 川越市立図書館の現状	2
1 図書館の概要.....	2
2 図書館利用の状況.....	2
3 市民の課題解決及び読書活動支援.....	3
IV. 市民の意識	4
V. これからの図書館の課題	4
1 市民の読書活動支援及び利用促進について.....	4
2 資料の適切な収集、活用、保存について.....	4
3 市民の課題解決支援について（レファレンス・サービス）	5
4 地域に対応したサービスについて.....	5
5 非来館者に向けたサービスについて.....	5
VI. 川越市立図書館運営方針	6
1 知の拠点を強くする.....	7
(1) 資料の充実.....	7
(2) 読書環境の充実.....	7
2 知の拠点を活かす.....	8
(1) 学習活動の支援.....	8
(2) サービスの充実.....	8

I. 運営方針改定にあたって

川越市立図書館は、市民の生涯学習活動や読書活動を支援し、豊かな心を育み、質の高い知識を得るための働きかけをしています。(持続可能な開発目標(SDGs)「4.質の高い教育をみんなに」ほか図書館は持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます。)

しかし、近年、電子書籍などデジタル技術の進化、インターネットの普及に伴う情報の氾濫、全国的な読書離れ、地域情報ニーズの高まりなど、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。

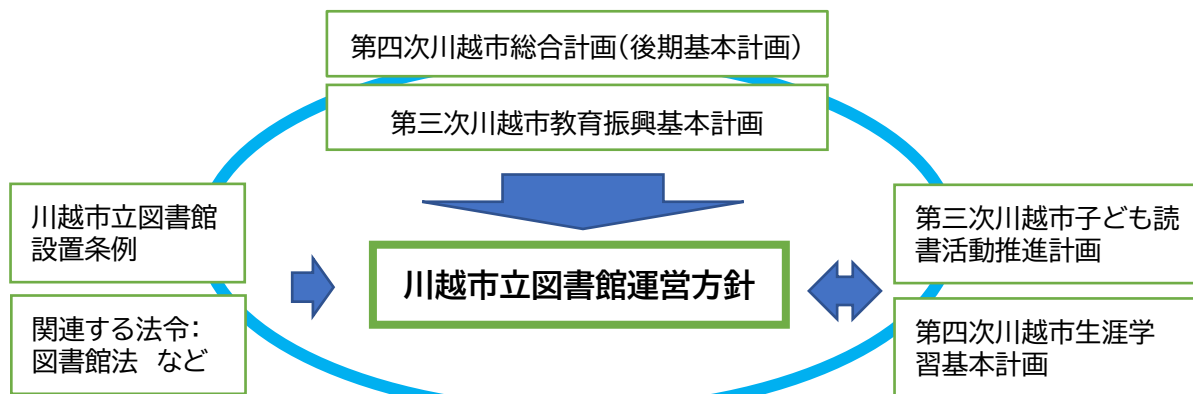
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)」において、「市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする」と規定されています。

社会の変化に対応し、市民の情報拠点として図書館の方向性を示すため、図書館サービス向上を図ることを目的に運営方針を改定いたしました。

II. 図書館運営方針の位置づけ

この運営方針は、第四次川越市総合計画及び第三次川越市教育振興基本計画を上位計画と位置付け、図書館の取り組みをまとめたものです。「第三次川越市子ども読書活動推進計画」、「第四次川越市生涯学習基本計画」などその他計画とも連携して進めています。

なお、この運営方針の実施期間は、第四次川越市総合計画及び第三次川越市教育振興基本計画と同じ令和7年度までとします。



図書館に関連する法令(参考):

- ①教育基本法(昭和22(1947)年制定、平成18(2006)年改正)
- ②社会教育法(昭和24(1949)年制定、平成20(2008)年改正)
- ③図書館法(昭和25(1950)年制定、平成20(2008)年改正)
- ④子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13(2001)年制定)
- ⑤文字・活字文化振興法(平成17(2005)年制定)
- ⑥障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年制定)
- ⑦視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元(2019)制定)

III. 川越市立図書館の現状

1 図書館の概要

川越市立図書館(以下「図書館」という。)は、中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館、高階図書館と霞ヶ関南分室の4館1室で構成されています。また、市内施設11カ所に返却ポストを設置し、利便性の向上に努めています。しかしながら、近隣同規模市と比較して、貸出返却サービスができる場所は不足しています。

- ・中央図書館…市役所の近く、市内中心地に位置しています。中心館として各館との調整の役割を担っているほか、貴重な郷土資料等を有しています。また、霞ヶ関南小学校内にある霞ヶ関南分室を運営しています。
- ・西図書館…霞ヶ関北小学校、伊勢原公民館との複合施設です。録音図書の作成や音訳サービスなどの障害者サービスが充実しています。複合施設の利点を活用して、地域に根ざしたサービスも実施しています。
- ・川越駅東口図書館…川越駅東口近く、クラッセ川越内にあります。駅に近いので、通勤通学利用やビジネス利用を想定した開館時間、サービスを実施しています。
- ・高階図書館…高階市民センター、高階公民館、高階児童館との複合施設です。滞在型図書館として、地域に根ざしたサービスを実施しています。

2 図書館利用の状況

全国の図書館の動向を見ると、個人貸出数はこの10年ほど減少傾向にあり、本市図書館においても、近年貸出数は減少傾向にあります。令和2年度の人口一人当たりの貸出冊数は、県内平均3.71冊数に対して3.08冊数と下回っています。令和3年の2月に電子書籍サービスを開始し、令和3年度末時点でコンテンツ数は6,796タイトル、貸出回数は11,429回となっています。

実利用者数¹は、平成21年頃をピークに減少傾向にあり、令和3年度は33,345人でピーク時の60%、長期休館の影響を受けなかった平成30年度でも42,042人でピーク時の76%にとどまっています。(市外居住者を含む。)利用者層は、40歳以上の利用が多く、若年層の利用は少ない傾向にあります。

蔵書総数は年々増加していますが、令和2年度の人口一人当たりの蔵書冊数は、県内平均3.19冊数に対して2.32冊数です。

(「平成22年度図書館要覧」「令和元年度図書館要覧」、「令和3年度事業報告書」発行：川越市立中央図書館、「日本の図書館2021」発行：日本図書館協会、「令和3年度埼玉の公立図書館」編集・発行：埼玉県図書館協会より)

¹ 実利用者数…当該年度中に1回以上の利用があった人数

3 市民の課題解決及び読書活動支援

図書館は市民の課題解決支援として、レファレンス・サービス^{*2}を実施しています。川越の歴史などに関する調査や、市民の「知りたい」に関する調査などもありますが、多くは市民が「探している本」などの所蔵調査です。

また、市民の読書活動支援として、図書館事業等を実施しており、事業に応じて、研修等により育成したボランティアと協働して進めています。

図書館事業とは、図書館資料を活用した展示、絵本の読み聞かせ、講演会などを行い、市民の読書及び文化活動の推進を図る事業のこと。

※図書館事業の一例

- ・資料の展示…様々なテーマの資料展示、郷土資料展示、子ども向け展示など
- ・講座、文学講演会など…郷土資料解題講座、絵本読み聞かせ講座など
- ・研修…DAISY^{*3}編集基礎個別指導研修会など
- ・成人向け事業…バリアフリー映画会、図書館福袋（乳幼児～成人向けにお薦め本をパックにして貸出）など
- ・障害者サービス…録音図書の作成、対面朗読など
- ・児童向け事業…乳幼児や児童向けおはなし会（絵本の読み聞かせなど）、工作教室、科学遊びなど
- ・学校協力…小学校への学級訪問、学級招待^{*4}（ブックトーク^{*5}）及び学校への団体貸出^{*6}など
- ・社会人体験事業受入…職業体験学習（インターンシップ）など
- ・他機関との連携…公民館等への講師派遣
- ・その他…ブックスタート事業^{*7}、リサイクルコーナーなど

² レファレンス・サービス…利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し学習や調査・研究の支援を行う図書館のサービス

³ DAISY…デジタル録音図書

⁴ 学級訪問、学級招待…児童にブックトークや図書館の利用指導などを実施する事業

⁵ ブックトーク…あらかじめ選んでおいた数冊の本について語り、参加者の興味・関心がもてるように紹介し、読書意欲を喚起する手法のこと

⁶ 団体貸出…学校などの団体に個人で登録するよりも長期間に多数の資料を貸出するサービス（1か月100冊）

⁷ ブックスタート事業…本を通じて保護者と赤ちゃんのふれあいを持つきっかけ作りをする子育て支援活動の一つ。絵本を開く体験をプレゼントする事業

IV. 市民の意識

「次期川越市教育振興基本計画に係るアンケート調査報告書」(令和2年3月川越市教育委員会)によると、図書館を「利用していない」と回答した市民の多くが、「家の近くにないから」「図書館を利用する必要がなかったから」「調べものはインターネットでできるから」と回答しています。また、利用目的の「図書館の資料を使って調べものをした」の保護者回答が低くなっています。保護者の課題解決に対する図書館への期待値が低いことが推測できます。

「令和2年度利用者(来館者)アンケート」(令和2年12月川越市立図書館実施)では、利用者の多くが貸出期間にあわせて来館しています。力を入れて欲しいサービスに「電子書籍等来館しなくても利用できるサービス」、「高齢者に対応したサービス」があることから、従来の図書館サービスに加えて現代社会に対応した新しい図書館サービスへの期待があることがわかります。

V. これからの図書館の課題

1 市民の読書活動支援及び利用促進について

近年、貸出数、登録者数ともに減少傾向にあります。特に13歳から18歳の登録者数は少なく、将来的にこの年代の利用を増やすためには、未就学児や児童など低年齢層が本に触れる機会を増やし、成長と共に読書習慣を養う取り組みが必要です。そのほかの年代についても、各年代のニーズを分析し、図書館利用につながるサービスが求められます。そのためには新たな運営手法の検討や図書館環境の整備、利用につながる企画、事業の実施が必要です。

また、引き続き障害者差別解消に取り組むことにより、誰もが利用しやすい図書館にしていく必要があります。

2 資料の適切な収集、活用、保存について

図書館は、資料を適切に収集、管理して未来につないでいく役割があります。一方で市民からは新刊本や話題の本への強い期待があります。市民と本との出会いを演出し、既存資料の有効活用を進めると同時に、魅力ある資料を充実させ、バランス良く収集することが必要です。

また、歴史ある川越の郷土資料として、川越市が発行する行政刊行物をはじめ、川越や埼玉県内に関する資料及び市民の著作物などを積極的に収集しています。市民が生まれ育った地域、又は今住んでいる地域を知るための情報を図書館に集約し、その情報を提供することは図書館の役割です。そして、郷土資料を電子化することで、貴重な資料を利用しやすい環境に整えることが必要です。

3 市民の課題解決支援について（レファレンス・サービス）

図書館は市民の「知りたい」に応えるため、市民の「調べる」を支援する役割があります。これからは、「探している本」の所蔵調査だけではなく、課題解決支援を強化していく必要があります。

インターネットによる情報収集は容易にできる一方、正確さに欠ける情報も含まれています。しかし、図書館では司書の専門的な知識に基づき、信頼度の高い学術資料や情報を収集し、それらを活用することで市民の課題解決に貢献できます。そのためには、適正な職員の配置、スキルアップが必要です。また図書館を十分に活用してもらうため、レファレンス・サービスの利用方法の周知を図るなど図書館の存在意義を高めていくことが必要です。

4 地域に対応したサービスについて

図書館は地域の情報拠点として、くらしや仕事、まちづくりなど地域の課題解決に資する情報の提供が求められています。

川越市は、1市9村が合併して誕生した自治体であり、それぞれに地域独自の文化や伝統芸能があります。図書館が収集した地域資料の活用方法や情報提供への取組が課題です。

また、市民センターや小学校、公民館、博物館などとも連携して地域住民のニーズを把握し、地域の特性に合わせた事業の取組も必要です。

5 非来館者に向けたサービスについて

令和2年度から電子書籍サービスを開始し、来館しなくても読書が楽しめるようになりました。しかし、図書館数が少ないことに加え、平成18年度に移動図書館車も廃止しており、デジタル化に不慣れな市民や来館が困難である市民に向けたさらなるサービスの向上が必要です。

VI.川越市立図書館運営方針

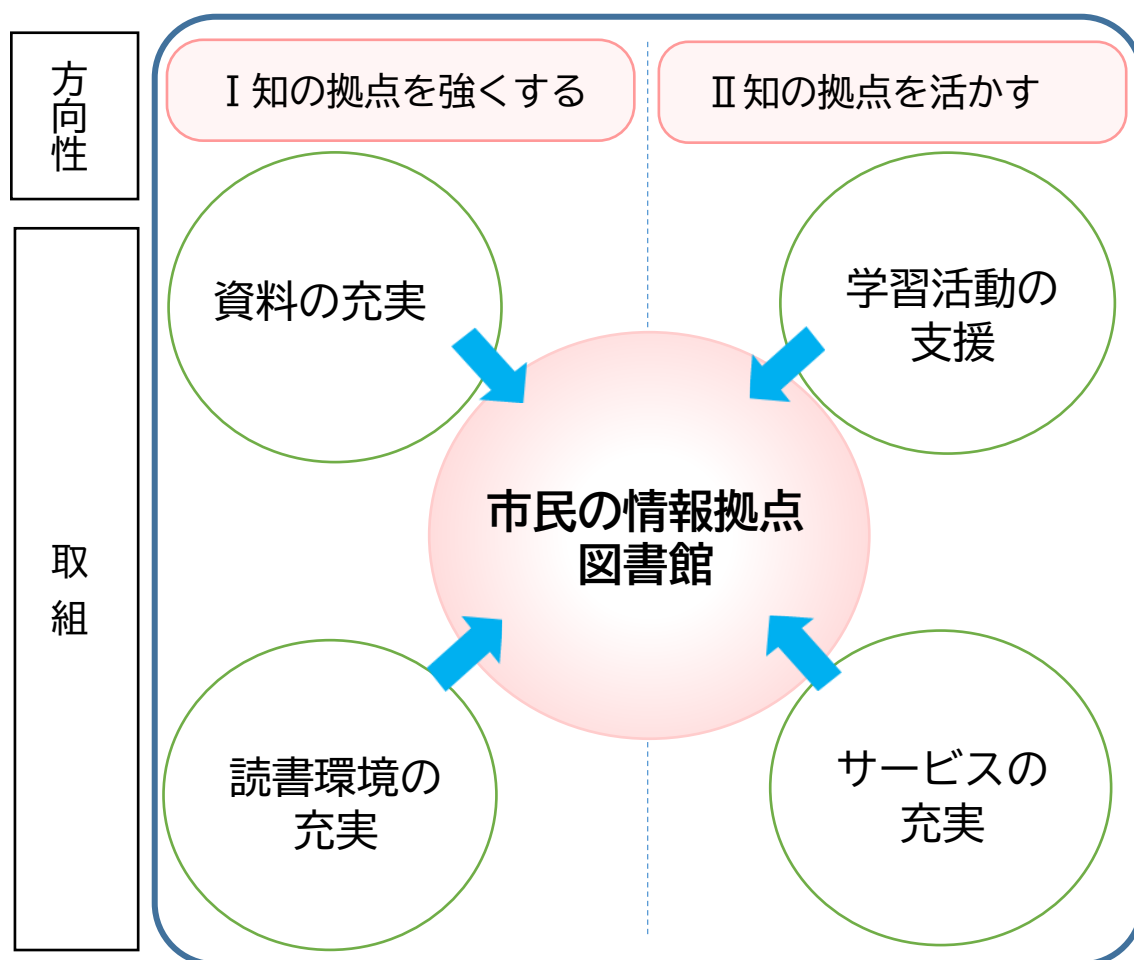
近年、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。電子書籍などデジタル技術の進化、インターネットの普及に伴う情報の氾濫、全国的な読書離れ、地域情報に対するニーズの高まりなど、図書館は市民の情報拠点として新たな対応を求められています。

図書館が情報サービスや利便性の向上など多様化する市民ニーズに応え、質の高いサービスを提供していくために図書館の現状及び課題を踏まえ、ここに川越市立図書館運営方針を定めます。

川 越 の 「 知 」 を 支 え る

～人と情報を結ぶ図書館～

2つの方向性と4つの取組



川越の「知」を支える

「知りたいこと」「課題解決につながること」「必要な情報がある」＝「図書館」となるように、「知の拠点」としての役割の充実を図ります。「知」は知識の習得のみならず、知る喜び、そこから得られる心の豊かさ、「知」を介した人々の交流など、生活の質を高めることにつながります。

Ⅰ 知の拠点を強くする

(1) 資料の充実

ア 市民ニーズに応える資料の充実

図書館の収集方針に基づき、市民の要望に沿った資料収集に努めます。

電子書籍の導入など多様化する社会に対応した資料の提供に努めます。

イ 郷土資料の充実

歴史と伝統がある川越の郷土資料を収集整理し、市民が活用できるよう整備します。

ウ デジタルアーカイブの充実

デジタルアーカイブ(郷土資料)を公開し、川越についての調査・研究を支援します。

(2) 読書環境の充実

ア 貸出返却サービスの整備

地域における貸出拠点の増強を検討して、利便性の向上に取り組みます。

イ 地域サービス(施設連携)の充実

地理的に来館が困難な市民の読書活動支援に取り組みます。

ウ 快適な図書館環境の整備

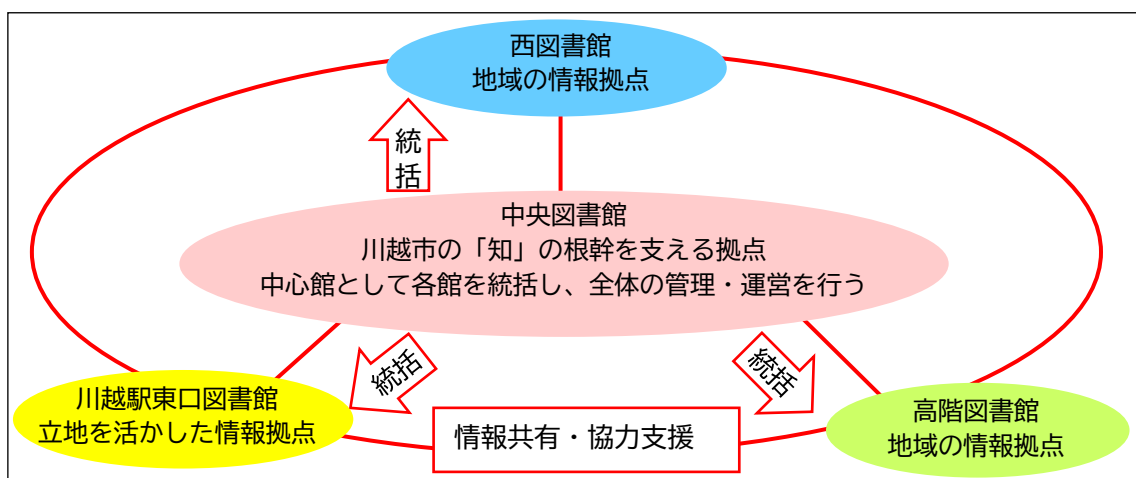
情報化社会に対応し、誰もが利用しやすい図書館に向けた整備に取り組みます。

エ 立地を活かしたサービスの提供

それぞれの館の立地により、地域のニーズに合わせた蔵書の充実、事業の実施を推進します。

オ 4館連携強化

各館の体制を整え司書を効果的に配置することで、市民の読書活動を支援します。



2 知の拠点を活かす

(1) 学習活動の支援

ア 市民の学習意欲を高める施策の充実

図書館資料を活用し、市民の「知りたいこと」に応える講座や事業などに計画的に取り組めます。

イ 子どもの読書活動支援

お薦め本の紹介や特集展示、子ども向けのおはなし会などに計画的に取り組めます。

ウ 小学校、中学校、高校との連携

市内小学校への学級訪問、学級招待のほか、団体貸出など学習活動を支援します。
職場体験、インターンシップなど教育課程における活動を支援します。

エ 市民文化の発信

市民の発表の場所として図書館を活用します。

オ ボランティアとの連携

ボランティアと連携し、障害者サービスや子ども読書活動支援を拡充します。

(2) サービスの充実

ア 本との出会いの演出

乳幼児から高齢者まで、読書のきっかけになる魅力ある事業に取り組めます。

イ 障害者サービスの充実

障害の有無に関わらず、すべての市民が図書館を利用できるように支援します。

ウ 乳幼児、児童サービスの充実

未来を担う乳幼児や児童に向けて豊かな心を育む質の高いサービスを提供します。
広く子育てに携わる成人に向けた図書館の活用方法を提案します。

エ 課題解決のための支援の充実

図書館の蔵書や各種データベースなどを活用し、精度の高い情報提供を行い、課題解決につながる方法を提案します。

オ 自治体、企業、専門機関とのネットワークの拡充

自治体や企業との連携を拡充し、仕事や起業など社会ニーズと市民ニーズを活用した事業に取り組めます。